

青森県報

第五百三十七号

令和四年
十一月十六日
(水曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こども課) ……

公 営 企 業

○青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……

告 示

青森県告示第五百九十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
ハッピー調剤薬局つがる木造店	つがる市木造浮巢五一の一	令和 四・二・一

公 営 企 業

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第六号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項第十四号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

第二十条中「職員」の下に「（非常勤職員等を除く。次項及び次節から第五節（第三十八条から第四十条までを除く。）までにおいて同じ。）」を加える。

第二十五条の三第一項中「三歳に満たない子」を「子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）」に、「育児休業法第二条第一項」を「同項」に改め、「一月」の下に「（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）にあつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 育児休業条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする再任用短時間勤務職員等（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）が育児休業条例第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員等の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 育児休業条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合

第二十五条の三第七項中第四号を削り、同項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は」を「第三項の規定は、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第三条第四号又は第十一条第五号」を「育児休業条例第十条第六号」に改め、「第一項の育児休業承認請求書又は」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「中学校」を「小学校」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業をしている職員は、育児休業法第三条の育児休業の期間の延長を受けようとするときは、育児休業承認請求書により、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）にあつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）前までに知事に請求しなければならない。

一 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を受けようとする場合

二 育児休業条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間の延長を受けようとする場合

三 育児休業条例第二条の四に規定する場合に該当してしている育児休業の期間の延長を受けようとする場合

四 育児休業条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を受けようとする場合

第三十四条第一項中「（非常勤職員等を除く。以下この節において同じ。）」を削る。

第三十六条第一項中「（非常勤職員等を除く。）」を削る。
第三号様式の四から第三号様式の六までを次のように改める。

第3号様式の4（第25条の3関係）

年 月 日

青森県知事 殿

所属 職氏名

育児休業承認請求書

下記のとおり育児休業の承認（育児休業期間の延長）を請求します。

記

1 請求に係る子	氏名				
	続柄				
2 請求の内容	氏名	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生
	請求内容	<input type="checkbox"/> (1) 育児休業の承認 (2) の承認を除く。 <input type="checkbox"/> (2) 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。) <input type="checkbox"/> (3) 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> (4) 育児休業の期間の再度の延長			
3 請求期間	年 月	日から	年 月	日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月	日から	年 月	日まで	
	年 月	日から	年 月	日まで	
5 配偶者	氏名	年 月	日から	年 月	日まで
	育児休業の期間	年 月	日から	年 月	日まで
6 備考					
所属長の意見					

注

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 請求（再任用短時間勤務職員等の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可）を添付すること。
- 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するもの

- とし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 4 再任用短時間勤務職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。
- 5 配偶者欄には、再任用短時間勤務職員等が 1 歳 2 か月までの子の育児休業、1 歳 6 か月までの子の育児休業又は 2 歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 備考欄には、請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養育子の場合においては養育子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には、レ印を記入すること。

第 3 号様式の 5 (第 2 5 条の 3 関係)

青森県知事 殿

所属
職氏名

年 月 日

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書

下記のとおり育児休業の承認（育児休業期間の延長）を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)	
	3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務	<input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 <input type="checkbox"/> 第 3 号 (育児休業法第 10 条第 1 項) <input type="checkbox"/> 第 4 号 <input type="checkbox"/> 第 5 号
	勤務の日 及び 時間帯	月 ((: : ~)) 水 ((: : ~))
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考		
所属長の意見		

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
 - 2 請求（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可）を添付すること。
 - 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
 - 4 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。
 - 5 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日について、請求に係る子が養育子の場合においては養

子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
6 該当する口には、し印を記入すること。

第3号様式の6 (第25条の3関係)

年 月 日

青森県知事 殿

所 属
職氏名

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、職員の育児休業等に関する条例第11条第6号の規定により、育児短時間勤務の計画について下記のとおり申し上げます。

記

1	請求に係る子	
氏名		
2	請求者の計画	
請求期間		
再度の請求予定期間		
3	備考	

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 - 2 請求期間欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
 - 3 子の出生前に育児短時間勤務計画書を提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

第三号様式の七の(表)を次のように改める。

第3号様式の7 (第25条の3関係)
(表)

承認の印			
------	--	--	--

年 月 日

青森県知事 殿

所 属
職氏名

部 分 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
2 請求期間及び 時間	生 年 月 日	年 月 日 生			
	期 間		時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分から
3 備考	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	午後	時	分から
			午後	時	分から
			午後	時	分から

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
 - 2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可）を添付すること。
 - 3 部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。
 - 4 該当する□には、レ印を記入すること。

第三号様式の一の中

- 「 育児休業等に係る子を配偶者が養育できなくなった
 育児休業等に係る子が死亡した
 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した（養子縁組の取消しを含む）
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
 育児休業等に係る子が死亡した
 育児休業等に係る子との養子縁組を解消した
 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した
 育児休業等に係る子についての民法第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した
 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された
 同様様の措置が解除された
 同様様の措置が解除された」

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。
 2 該当するには、シ印を記入すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円